

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県道路交通法関係手数料条例		
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 18 号	法 規 集	第 15 編第 6 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	警察本部交通部交通総務課		
条 例 の 概 要	道路交通法第 112 条（免許等に関する手数料）に規定する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項並びに道路交通法第 112 条の規定に基づき、同法に規定する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	手数料の種別ごとに納付すべき者、金額等を明確に規定する等しており、本条例により、道路交通法関係事務に係る手数料の徴収が的確に行われており、有効に機能している。 なお、本条例に規定している手数料の額は、道路交通法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定に基づき定めているものと本県独自で定めているものがあり、いずれも妥当なものとなっている。	手数料収入額 ・平成 16 年度 86 億 2,821 万 9,910 円 ・平成 17 年度 82 億 3,542 万 9,100 円 ・平成 18 年度 79 億 6,020 万 4,050 円 ・平成 19 年度 79 億 5,400 万 9,400 円 ・平成 20 年度 75 億 2,129 万 6,200 円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	この条例に規定する手数料の徴収手続は、納付時期について、パーキング・メーター作動手数料にあっては作動させる際、パーキング・チケット発給手数料にあっては発給を受ける際、その他の手数料にあっては申請する際とする等、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	安全で円滑な交通環境の確立を図るものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項並びに道路交通法第 112 条の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>